

## 精神保健福祉士特別約款

(当会社のでん補責任)

第1条 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（責任の範囲）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において精神保健福祉士の業務（以下「業務」といいます。）を遂行することにより、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様とします。）または財産の滅失、き損もしくは汚損（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）をてん補します。

(業務)

第2条 この特別約款において、前条（当会社のでん補責任）の「業務」とは、精神保健福祉士法第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健および福祉に関する専門知識および技術をもって、精神病院その他の医療施設等において精神障害の医療を受けまたは精神障害者の復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことをいいます。

(保険期間と保険責任の関係)

第3条 当会社は、普通保険約款第4条（責任の始期および終期）に掲げる保険期間中に事故が発見された場合に限り、損害をてん補します。

(免責)

第4条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第5条（免責）および第6条（免責）各号に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- (1) 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または自動車、航空機、エレベーター、エスカレーター、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、船舶もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- (2) 名誉き損または秘密漏泄に起因する損害賠償責任
- (3) 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- (4) 業務の遂行につき所定の資格および登録を受けていない者が遂行した業務行為に起因する損害賠償責任

(事故の発見)

第5条 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、普通保険約款第10条（事故の発生）第1項1号に掲げる事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく書面で当会社に通知しなければなりません。

(一連の損害賠償請求)

第6条 同一の事故または原因もしくは事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

(代位)

第7条 当会社は、普通保険約款第23条（代位）第1項の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって事故が発生した場合は、この限りではありません。

(読み替え規定)

第8条 この特別約款においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- (1) 第4条（責任の開始および終期）第2項の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのは「保険料領収前に発見された事故」
- (2) 第7条（告知義務）第2項第3号の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「事故が発見される前に」
- (3) 第7条（告知義務）第3項の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「事故が発見さ

## 人格権侵害担保特約条項（精神保健福祉士特別約款用）

(当会社のでん補責任)

第1条 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（責任の範囲）の規定、精神保健福祉士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（当会社のでん補責任）および第4条（免責）第2号の規定にかかわらず、被保険者が、日本国内において精神保健福祉士の業務を遂行することに起因して、保険期間中に、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を、この特約条項に従っててん補します。

- (1) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- (2) 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損、秘密漏泄またはプライバシーの侵害

(免責)

第2条 当会社は、普通保険約款第5条（免責）および第6条（免責）ならびに特別約款第3条（免責）（第2号を除きます。）に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- (1) 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意の基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- (2) 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- (3) 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- (4) 不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- (5) 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

(てん補限度額)

第3条 普通保険約款第3条（責任の限度）第2項の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故について、損害賠償金が1,000円を超過する場合に限り、その超過額に損害をてん補割合100%を乗じて得た金額のみをてん補します。ただし、1名につき100万円、1事故および保険期間中につき500万円を限度とします。

(普通保険約款等との関係)

第4条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款、特別約款および適用される各特約条項の規定を適用します。

## 管理財物担保特約条項（精神保健福祉士特別約款用）

(当会社のでん補責任)

第1条 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（免責）第4号の規定にかかわらず、被保険者が、日本国内において精神保健福祉士の業務を遂行のために一時的に使用または管理する財物（以下「管理財物」といいます。）の滅失、き損もしくは汚損に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を、この特約条項に従っててん補します。

(てん補限度額)

第2条 前条の規定により保険金を支払う場合のでん補限度額は、1事故および保険期間中につき50万円を限度とします。ただし、管理財物が現金または小切手である場合は、1事故および保険期間中につき10万円を限度とします。

(普通保険約款等との関係)

第3条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款、精神保健福祉士特別約款および適用される各特約条項の規定を適用します。